

八街市環境審議会委員の公募に関する要領

令和 6 年 7 月 1 日決定

1. 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成 29 年規則第 30 号）に定めるもののほか、八街市環境審議会委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 公募の方法

公募は、広報やちまた及び市ホームページで広く周知して行う。

3. 公募委員の数

公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の数は、2 人とする。

4. 公募委員の任期

公募委員の任期は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

5. 公募委員の応募資格

公募委員の応募資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 八街市内に在住している者
- (2) 八街市の一般職の職員（市長以外の者が任命した者を除く。）又は八街市議会議員でない者
- (3) 令和 6 年 8 月 1 日（以下「基準日」という。）現在で、2 以上の八街市の審議会等の委員に公募により委嘱されていない者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 暴力団員又はその関係者でない者
- (6) 基準日現在で、未成年者でない者（民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）附則第 2 条第 3 項又は第 3 条第 3 項の規定により成年に達した者とみなされる者を含む。）
- (7) 平日昼間の会議に参加できる者

6. 公募委員の募集期間

公募委員の募集期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 8 月 30 日の午後 5 時までとする。

7. 応募方法

公募委員の応募者は、申込書に必要事項を記入のうえ、「日頃感じている環境問題について」をテーマとするレポート（任意様式、800字程度）を添えて、環境課へ持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

8. 選考方法

公募委員を選考するため、次の各号により、八街市環境審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- （1）選考委員会は、八街市行政組織条例（平成4年条例第51号）第1条に規定する部の長及び教育部長をもって組織する。
- （2）選考委員会に委員長を置き、経済環境部長をもって充てる。
- （3）選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- （4）選考委員会は、公募委員の委嘱をもって解散する。
- （5）選考委員会の運営に関する事務は、経済環境部環境課において処理する。

9. 選考基準

公募委員は、別紙の選考基準により選定する。

10. 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。